

中津市一般競争入札告示

制限付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び中津市契約規則（昭和40年9月1日中津市規則第10号）第22条の規定に基づき次のとおり公告する。

平成24年12月17日

契約担当者 中津市長 新 貝 正 勝

1. 一般競争入札に付する事項

- (1) 工 事 名 埋整下第2号  
下水道引込（送水施設整備）工事
- (2) 工 事 場 所 中津市大字蛸瀬1366番地3 外1箇所 地内
- (3) 工 期 契約締結日の翌日から ～ 平成26年2月28日まで
- (4) 工事の概要 浸出水処理施設改築に伴い遠方監視制御設備を新設する電気設備工事

◎電気設備工事 : 1.0式

- 遠隔監視制御に関する装置の製作据付工事、各機器間及び機能増設機器間の配線工事  
引込盤、動力制御盤、送水ポンプ盤、計装・コントローラ盤、  
第1（第2）原水ポンプ現場操作盤、ミニUPS装置、UPS分電盤、接地端子箱、  
調整池水位計、送水流量計、塩化物イオン濃度計
- 既設装置の機能増設工事  
遠方監視制御盤親局及び子局機能増設、中央操作卓機能増設
- 機能増設機器から負荷等に至る動力、制御配線配管工事
- 既設機器の撤去休止並びに移設工事  
中央監視盤、中央制御盤
- その他上記に伴う諸工事

◎ポンプ設備工事 : 1.0式

- 浸出水送水ポンプ設備工事

◎建築機械設備工事 : 1.0式

- 浸出水処理施設管理棟管理室内への空調機器新設工事

- (5) 予 定 価 格 ¥124,000,000.-（消費税及び地方消費税を除く）
- (6) 低入札価格調査基準価格 ¥99,200,000.-（消費税及び地方消費税を除く）

2. 入札参加資格に関する事項

本工事の入札に参加することができる資格を有する者は次に掲げる条件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 公告日から開札日までの間のいずれの日においても中津市契約規則施行細則（昭和62年中津市告示第39号）及び大分県が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加資格者の資格を

有する者に対する指名停止等措置要領（昭和 60 年大分県告示第 267 号）の規定に基づく指名停止期間中の者でないこと。

- (3) 開札日以前 3 箇月以内に、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
- (4) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定に基づく整理開始の申立て若しくは通告、破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項又は第19条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく再生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）でないこと。
- (5) 暴力団関係者（暴力団員（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）、暴力団（同法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と交わりを持つ者又は暴力団若しくは暴力団員が経営を支配し、若しくは利用していると認められる企業若しくは団体をいう。）でないこと。
- (6) 当該入札に参加しようとする者で、次の各号のいずれかの関係に該当する場合は、そのうちの一者しか参加できない。
  - ① 親会社（会社法第 2 条第 4 号及び会社法施行規則第 3 条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社（会社法第 2 条第 3 号及び会社法施行規則第 3 条の規定による子会社をいう。以下同じ。）の関係については、親会社が子会社に対し、株（出資金）の過半数を所有（出資）している場合
  - ② 親会社を同じくする子会社同士の関係については、親会社が子会社に対し、株（出資金）の過半数を所有（出資）している場合
  - ③ 人的関係については、一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- (7) 大分県が発注する工事契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請の時期等に関する告示（昭和 39 年大分県告示第 481 号）により格付又は認定を受けている者のうち、「電気工事」について A 等級の格付けを認定された者で、中津市に当該業種の競争入札参加資格審査申請書を提出し登録されている者であること。
- (8) 審査基準日を平成 22 年 10 月 1 日から平成 23 年 9 月 30 日の間とする平成 22 年 10 月 15 日改正後の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（建設業法第 27 条の 27 の規定によるもので、同法第 27 条の 29 第 1 項に規定する総合評定値が記載されているものに限る。）における「電気」の種目の総合評定値(P)が 1100 点以上であること。
- (9) 平成 14 年度以降に国又は地方公共団体、その他公共団体から元請けとして、1 台当たりの吐出能力が 0.3 m<sup>3</sup>/分以上のポンプ設備において、親局及び子局で構成した遠方監視制御設備及びその制御に係る電気設備工事（新設、増設又は改築）につき、当該電気設備の主要部分の機器を設計し、施工した実績（当該入札の申込日において完成・引渡済であること。）を有すること。ただし、共同企業体の構成員としての施工実績の場合は、出資比率が 30%以上で、自社の監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置した場合に限る。
- (10) 次に掲げる基準をすべて満たす監理技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、機器製作期間において工場に配置する技術者は、工事現場に配置する技術者と同一の者である必要はなく、

かつ、専任の必要もないものとする。

- ① 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 26 条に規定される 1 級電気工事施工管理技士の資格を有する者であること。
  - ② 建設業法第 27 条の 18 の規定による電気工事に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
  - ③ 常勤の自社員であり、かつ、入札参加資格確認申請書の提出日において引き続き 3 ヶ月以上の雇用関係がある者であること。
- (11) 大分県又は福岡県内に建設業法第 3 条の規定により当該工事の業種（電気工事）の許可を受けた本店又は支店、営業所等を有する者であること。

### 3. 入札参加資格の確認

- (1) 入札参加を希望する者は、別に配布する入札参加資格確認申請書及び関係資料（以下「申請書等」という。）を持参により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、期限までに申請書等を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は入札に参加することができない。

申請書等は中津市役所ホームページよりダウンロードできます。

- (2) 申請書等の提出期限等

- ①場 所 大分県中津市豊田町 1 4 番地 3  
中津市役所 総務部 契約管財課 契約係
- ②期 間 平成 2 4 年 1 2 月 1 8 日（火）から平成 2 5 年 1 月 1 0 日（木）まで  
（土曜、日曜及び祝祭日を除く）
- ③時 間 午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで
- ④提出部数 1 部

- (3) 入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限日現在の事実をもって行うものとし、その結果は、平成 2 5 年 1 月 2 1 日（月）までに通知する。

- (4) その他

- ① 申請書等の作成にかかる費用は、提出者の負担とする。
- ② 提出された申請書等は、入札参加資格の確認以外に当市において無断で使用することはできないものとする。
- ③ 提出された申請書等は、返却しないものとする。
- ④ 提出された申請書等は、提出期限後において申請書等の追加、差替え及び再提出は認めない。

### 4. 入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 入札参加資格がないと認められた者は、その理由について説明を求めることができる。  
説明を求める場合は、平成 2 5 年 1 月 2 9 日（火）までに中津市役所総務部契約管財課契約係まで書面にて提出すること。
- (2) 中津市長は説明を求められたときは、平成 2 5 年 2 月 4 日（月）までに説明を求められた者に対し書面で回答する。

### 5. 契約条項及び設計図書閲覧等の日時

- (1) 本工事の契約条項は、[中津市公共工事請負契約約款](#)（平成 8 年中津市告示第 3 1 号）によるものとする。

(2) 本工事に係る設計書、図面及び仕様書等（以下「設計図書等」という。）の閲覧及び配布を次のとおり行う。

① 設計図書等の閲覧

- ・期 間 平成24年12月18日（火）から平成25年1月25日（金）まで  
（土曜、日曜及び祝祭日を除く）
- ・時 間 午前8時30分から午後5時15分まで
- ・場 所 中津市役所 3階 設計図書閲覧室

② 設計図書等の配付

- ・申請書等の提出時に配付する。

(3) 設計図書等に質疑がある場合には、次のとおり書面で持参又は郵送により行うこと。

- ・期 間 平成25年1月11日（金）から平成25年1月25日（金）まで  
（持参する場合は土曜、日曜及び祝祭日を除く。なお、郵送の場合は平成25年1月25日（金）までに必着とする。）
- ・時 間 午前8時30分から午後5時15分まで
- ・場 所 中津市役所 総務部 契約管財課 契約係

(4) (2) に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。

- ・期 間 平成25年2月4日（月）から平成25年2月5日（火）まで
- ・時 間 午前8時30分から午後5時15分まで
- ・場 所 中津市役所 総務部 契約管財課 契約係

6. 入札保証金及び契約保証金に関する事項

- (1) 入札保証金は免除とする。
- (2) 契約保証金は中津市契約規則第6条の規定による。

7. 支払条件

前 払 金	有	平成24年度	1回
		平成25年度	0回
（平成24年度に平成25年度分の前払金を含めて請負代金額の10分の4以内を支払う。）			
中間前払金	有	平成24年度	0回
		平成25年度	1回
部 分 払	有	平成24年度	0回
		平成25年度	1回

8. 現場説明会

現場説明会は行わない。

9. 入札、開札の場所及び日時

- ・場 所 大分県中津市豊田町14番地3 中津市役所本庁舎 4階 研修室
- ・日 時 平成25年2月8日（金） 午前11時00分

10. 入札方法等

- (1) 入札執行回数は1回とする。
- (2) 郵便及び電報による入札は認めない。
- (3) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 1 1. 入札に関する注意事項

- (1) 入札にあたっては、当該工事の入札参加資格確認通知書の写しを提出すること。
- (2) 入札者が代理人の場合は代表者からの委任状を当日持参すること。
- (3) 最低制限価格は設定しないものとする。

#### 1 2. 入札の無効

- (1) 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
  - ①入札者として資格のない者のした入札。
  - ②競争入札に際し、不当に価格をせり上げ又は引き下げる目的で他人と連合したと認められる者のした入札。
  - ③同一の入札について二以上の入札をした者のした入札。
  - ④同一の入札について二以上の入札者の代理人となった者のした入札。
  - ⑤入札金額の訂正に訂正印のない入札。
  - ⑥入札金額、住所、氏名、押印その他入札要件を認定しがたい入札。
  - ⑦前各号に定めるものを除くほか、契約担当者において特に指定した事項に違反した入札。
  - ⑧虚偽の申請を行った者のした入札及び、公告等において示した入札に関する条件に違反した者の入札。

#### 1 3. 落札決定及び契約締結について

- (1) 本工事は低入札価格調査制度の対象工事であり、中津市低入札価格調査実施要領（平成17年中津市告示第136号）に基づいて行う。
- (2) 低入札価格調査基準価格（以下「基準価格」という。）を定めて入札を行う。
- (3) 基準価格（予定価格に10分の8.0を乗じて得た額）を下回る入札が行われた場合には、落札者の決定を保留して、その入札価格について調査を実施する。
- (4) 調査の結果によっては、最低価格入札者以外の者を落札者とする場合がある。
- (5) 基準価格を下回った者と契約を締結する場合の履行保証の割合は、請負代金額の10分の3以上とする。また、当該工事が完成検査に合格するまでは本市が発注する他の工事の競争入札には参加できない。
- (6) 落札者は、契約担当者が別途指定する契約書とを落札決定日から（落札決定日を1日目とし）7日以内（7日目が閉庁日の場合は次の開庁日まで）に本庁・契約管財課・契約係まで提出すること。

#### 1 4. その他

- (1) 入札参加者が1者の場合は、入札を延期又は中止する場合があります。
- (2) 入札参加者は、入札開始前の注意事項を遵守のこと。

- (3) 落札者は、申請書等に記載した配置予定の監理技術者を当該工事の現場に専任で配置すること。
- (4) 申請書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合は、当該申請書等を無効とし、落札決定の取消し、契約締結の保留又は解除等の措置をとるとともに、指名停止の措置を行うことがある。
- (5) 入札参加資格確認通知後であっても、入札参加資格者が次のア又はイのいずれかに該当することが判明した場合は、当該入札参加資格を取消し、契約を締結しないこととする。

ア 中津市契約規則施行細則（昭和62年中津市告示第39号）及び大分県が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加資格者の資格を有する者に対する指名停止等措置要領（昭和60年大分県告示第267号）の規定に基づく指名停止期間を受けたとき。（要領に基づく指名停止措置要件に該当するに至った場合を含む）

イ 入札公告に掲げる競争参加資格の要件を満たさなくなったとき。

- (6) 必要な保険（土木工事保険・建設工事保険等）については、必ず加入すること。また、契約時にはその証書の写しを工事(業務等)担当課に提出すること。

- (7) 本件入札に関する問合せ先

〒871-8501 大分県中津市豊田町14番地3

中津市役所 総務部 契約管財課 契約係

電話 0979-22-1111 内線 701・702